

【裁定委員会】2026年8月19日付け決定

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

譴責

3 懲罰の起算日

2026年8月19日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手に対するハラスメント行為（存在価値を否定し、尊厳を傷つける発言。）